

板倉町告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成20年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年12月4日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成20年12月10日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 4 名 )

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	塩 田	俊 一	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	荻 野	美 友	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成20年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年12月10日（水）午前9時開会

- 日程第 1 議席の一部変更及び指定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 議案第59号 町長等の給与の特例に関する条例の制定について  
日程第 5 発議第60号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について  
日程第 6 議案第61号 板倉町税条例の一部改正について  
日程第 7 議案第62号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第 8 議案第63号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について  
日程第 9 議案第64号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正について  
日程第10 議案第65号 板倉町土地開発公社定款の変更について  
日程第11 議案第66号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
日程第12 議案第67号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について  
日程第13 議案第68号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について  
日程第14 議案第69号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について  
日程第15 議案第70号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第16 議案第71号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
日程第17 議案第72号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第18 発議第 7号 館林厚生病院における小児科医の確保を求める意見書の提出について  
日程第19 陳情第10号 町道2392号線の道路拡幅整備について  
日程第20 陳情第11号 全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情について

---

○出席議員（14名）

1番	川野 辺 達 也 君	2番	延 山 宗 一 君
3番	小森 谷 幸 雄 君	4番	黒 野 一 郎 君
5番	石 山 徳 司 君	6番	市 川 初 江 さん
7番	青 木 秀 夫 君	8番	野 中 嘉 之 君
9番	石 山 甚 一 郎 君	10番	秋 山 豊 子 さん
11番	塩 田 俊 一 君	12番	青 木 佳 一 君
13番	川 田 安 司 君	14番	荻 野 美 友 君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原	実君
教育長 職務代理者	田口	茂君
総合政策課長	小野田	吉一君
生活窓口課長	荒井	英世君
健康福祉課長	小野田	国雄君
建設農政課長	中里	重義君
会計管理者	小菅	正美君
教育委員会 教務局長	田口	茂君
農業委員会 農務局長	中里	重義君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原	光実
書記	石川	英之
行政安全 グループ リーダー兼 議会事務局書記	丸山	英幸

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(荻野美友君) おはようございます。

ただいまから告示第83号をもって招集されました平成20年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長あいさつ

○議長(荻野美友君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。5年前ですか、在籍をさせていただいたときよりもちょっと議場の中が様変わりをしたような感じがいたしますが、一生懸命頑張りますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

平成20年第4回板倉町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。11月17日就任以来、私にとりまして初めての議会定例会でございまして、過去5年4カ月の議員歴、言いかえれば質問する側から今度は答弁側に回ったわけでありまして、そういう意味で多少の戸惑いもございしますが、よろしく願いを申し上げたいと思っております。

また、本日までの20日余り、慌ただしく過ごさせていただきましたが、特に緊急的な課題として、館林厚生病院の小児科医引き揚げの問題が起きました。この問題が館林、邑楽郡内に及ぼす影響は非常に甚大なものがありまして、中核としての館林厚生病院存続にかかわる重大な問題であります。そういった意味から、緊急対応の必要があるということといたしまして、先般館林市長から郡内の構成5町に対しまして、住民世帯を対象といたしました署名運動、あるいはそれを受けての群馬県知事あるいは群馬大医局への陳情活動の要請等がございまして、郡内5町といたしましては、構成町として協調体制をとるべきだということで、それを踏まえまして議会、区長会にもご協力をいただいたところでございます。

結果として、第1陣、既にご承知のように館林分約5万8,000人の署名を12月の14日に提出をいたしまして、第2陣といたしまして12月の15日、これは邑楽郡内分ということでございますが、提出をする手順になってございます。先般の産婦人科医の引き揚げに続いてのこの問題でございまして、当面の課題回避あるいは根本的といいましょうか、抜本的解決策について真剣に検討、対応をしているところであります。

さて、前置きが長くなりましたが、定例会開催に当たりまして、所信の一端を述べさせていただきます。ご承知のように我が国の経済は、アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発しまして、100年に一度と言われておりますような世界不況の渦に巻き込まれている現状でございまして、政府におきましても、この難局をどう乗り切るのか、あるいはどう乗り越えていくのかということで、国民からその手腕が問われておる状況でございまして、これからますます企業の倒産、そして失業者は増大傾向に推移していくものと思われております。

国も税収減を大きな課題としており、当面私ども地方自治体にとりましても、税収の減少は避けて通れな

い状況となつてこようと推測を強くされるところでございます。これまでも国の三位一体改革などによりまして、厳しい財政運営を強いられてまいりましたが、そしてさらに厳しくなることがここで予測をされるこういった時期に、平成21年度の予算編成方針としては、限られた財源を重点的、効率的に活用するため、創意と工夫で最大の行政効果が得られるよう英知を結集して取り組む所存でございます。

また、基本政策といたしまして、市町村合併の取り組み、それから行政評価システムの導入あるいは福祉医療費の無料化の拡大、3人目の保育料無料化、東小学校の耐震補強及び大規模改修工事の実施あるいはニュータウン事業計画見直しに伴う企業の誘致あるいは八間樋の改修についての検討など積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、この時期でこそいろいろな角度から、一部批判もあるようでございますが、町職員の一丸となった能力あるいは行動力が十分に発揮されなければならないと思っております。したがって、そのための手段としての意識改革あるいは庁内の組織改革を進めたいと思っております。前段として各職場での電話対応も含め、具体的に接客態度がよくない、あるいは一生懸命やっているのかどうか疑問である、あるいは本当に残業が必要なのかどうか、あるいは部署がわかりづらい、たらい回しにされた、待たされた等々業務の姿勢あるいは組織のあり方に起因する点などに、声としていろいろと苦情があるのも事実でございます、それらの事実確認も含めまして、まず改善を行いながら意識と能力の高い職員の育成に努めたいと思っております。

また、老朽化の激しい本庁舎、そしてプレハブの第2庁舎の組み合わせ、これはどうにも変えることができない中でございますが、行政発信の本丸としてご指摘いただいている現状をより改善をすべく、組織の再編成も指示をいたしているところでございます。今後議員各位のご理解を賜りながら着実に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、今回の議会には議案第59号、ないし72号までの14件を上程させていただきました。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

---

### ○諸般の報告

○議長（荻野美友君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は14件であります。さらに、議員発議1件であります。また、請願、陳情については、お手元の文書表のとおり陳情2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○議席の一部変更及び指定

○議長（荻野美友君） 日程第1、議席の一部変更及び指定を行います。

まず、議席の一部変更を行います。

今回当選された黒野一郎君の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

石山徳司君の議席を5番に変更いたしますので、ご了承願います。

次に、会議規則第3条第2項の規定により、議席の指定を行います。

黒野一郎君の議席を第4番に指定いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時11分)

---

再 開 (午前 9時12分)

○議長(荻野美友君) 再開いたします。

---

#### ○会議録署名議員の指名

○議長(荻野美友君) 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

9番 石 山 甚一郎 君

10番 秋 山 豊 子 さん

を指名いたします。

---

#### ○会期の決定

○議長(荻野美友君) 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、12月3日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、青木秀夫君。

[議会運営委員長(青木秀夫君)登壇]

○議会運営委員長(青木秀夫君) それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、12月3日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日10日から18日までの9日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、議席の一部変更及び指定を行い、次に会議録署名議員の指名と会期の決定を行います。次に、議案第59号から議案第72号について、提案者から議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、発議第7号について審議決定をします。続いて、陳情第10号ないし陳情第11号を所管の委員会に付託いたします。

第2日目の11日は、一般質問を行います。

第3日目の12日から5日目の14日を休会とします。

第6日目の15日は、建設農政生活常任委員会を開催して付託された案件の審査及び所管の事務調査を行います。

第7日目の16日を休会とし、第8日目の17日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、所管の事務調査を行

います。

第9日目、最終日の18日には、付託された案件について所管の委員長報告の後、審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から18日まで9日間と決定いたしました。

---

#### ○議案第59号 町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（荻野美友君） 日程第4、議案第59号 町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第59号の提案理由を説明させていただきます。

町長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。本件につきましては、私が提案をしたマニフェストに基づき、平成21年1月1日から平成24年の11月16日までの在任期間中、給料の削減を行うため、この条例を制定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第59号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第60号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について

○議長（荻野美友君） 日程第5、議案第60号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。



町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第60号の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理についてでございます。本案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、本年9月議会において板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部が改正され、あわせて題名も「板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に改称されたことを受けまして、当該条例の題名を引用している関係5条例を整理するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第60号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第61号 板倉町税条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第6、議案第61号 板倉町税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第61号の提案理由を申し上げます。

板倉町税条例の一部改正について。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、板倉町税条例の一部を改正するものでございます。今回の主な改正点につきましては、個人住民税における寄附金税制が拡充され、都道府県、市町村がそれぞれの判断で個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を指定できる制度が創設されたことに伴うものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第61号 板倉町税条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりですが、個人住民税における寄附金税制が拡充されまして、都道府県、市町村がそれぞれの判断で個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を指定できる制度が創設されたことによるものでございます。

つまりこれまで個人住民税の寄附金控除の対象は、県、市町村、それから共同募金会、それから日本赤十字社の支部などに限定されておりました。今回所得税で寄附金控除の対象になっている寄附金、例えば公益法人、それから社会福祉法人、学校法人などへの寄附金の中から県あるいは市町村が条例で指定することで個人住民税の寄附金控除も受けられるようになったというものです。

条例本文をごらんになっていただきたいと思います。

2行目なのですが、第34条の6とあります。これは、寄附金税額控除の条文です。第34条の6第1項中「次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金」を「次に掲げる寄附金等（第3号から第12号までに掲げるものについては、それぞれ規則で定めるものに限る）を支出し、当該寄附金等」に改め、同項に次の10号を加えるというものです。

次の3号から次のページに至る12号までをご説明いたします。

まず、3号につきましては、公益法人や学校法人の中で財務大臣が指定した寄附金で、これは主に国立大学法人等に支出された寄附金を指します。

それから、4号につきましては、独立行政法人に対する寄附金です。

それから、5号につきましては、地方独立行政法人、これの公立大学などなのですが、それに対する寄附金です。

それから、6号につきましては、先ほどの5号以外のものです。

それから、7号につきましては、公益社団法人、それから公益財団法人です。

8号につきましては、学校法人、私立学校に対するものです。

9号につきましては、社会福祉法人に対するものでございます。

次のページに移らせていただきます。10号につきましては、更生保護法人に対するもの、それから11号につきましては公益信託に対するものです。信託銀行です。

それから、12号につきましては、認定特定非営利活動法人、いわゆるNPOです。NPOに対する寄附金でございます。

3号から12号につきましては、今後規則を定めまして指定基準、それから庁内の受け入れ法人を決めたいと考えております。

それから、受け入れ法人につきましては、県指定、県で指定するわけですがけれども、県指定と同じ法人を考えております。

それから、控除される金額ですが、寄附金額から5,000円を控除した額に控除率を乗じた額となります。その控除率ですがけれども、県指定分につきましては4%、町の指定分につきましては6%の控除率となります。

施行日につきましては、来年の4月1日からとなります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第61号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第62号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第7、議案第62号 板倉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第62号の提案理由を申し上げさせていただきます。

板倉町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。本案につきましては、平成21年の1月1日からの産科医療補償制度の創設により、健康保険法施行令の一部改正がされることに伴いまして、板倉町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第62号 板倉町国民健康保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

これは、平成21年1月1日から産科医療補償制度が創設されまして、産科医療補償制度加入の病院で分娩した場合、分娩した方が保険料として3万円を支払う制度であります。産科医療制度の内容としましては、分娩に関連して発症しました重度の脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因の分析、それから再発の防止の機能とあわせ持つ制度であります。国においても、産科医療制度に加入の病院で分娩した場合、出産一時金を3万円加算することで、健康保険法施行令等の一部改正がされました。

板倉町におきましても、子育て支援の観点から分娩した国保者の負担軽減を図るため、板倉町国民健康保険条例の一部を改正し、町長が健康保険法施行令の規定を勘案し、必要があるときは産科医療制度加入の病

院等で分娩をした場合、出産一時金を現行の35万円に3万円を加算して支給できるよう改正するものであります。

附則としまして、施行期日でありますけれども、この条例は平成21年1月1日から施行するというものであります。

経過措置でありますけれども、施行日前に出産した被保険者に係る板倉町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例によるというものであります。

以上、説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。初めての議席で初めての質問で恐縮です。この健康保険条例といいますと、仮に今話題になっている保険税を不納付の方たちが大勢いるということで、仮にその保険に、要するに欠格という言葉は不適當かもしれないのですが、その保険税制の中に入っているのならいいのですが、仮にそれに漏れた方が出産した場合というのはどういう措置がなされるのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 保険税の関係でありますけれども、滞納の関係で保険証が発行されていない方の取り扱いの関係になるのかなと思いますけれども、保険の滞納している方が何人かいますけれども、ほとんどの方が、何人もいないかなというふうに思うのですが、仮にそういう方が出産ということになれば、当然医療の関係の給付が受けられないということになるわけでありまして、出産の関係でありますので、そういう方については事前に相談をさせていただいて、できる限り、基本的には滞納の方については、保険証の発行が短期資格証とかそういうふうな形で制限されますけれども、できるだけ相談をさせていただいて、保険証の対応については相談させていただいて、この制度に加入をさせていただいて、安心して出産ができるようなそういうふうな指導ですか、そういうことはしていきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） ただいまの課長の答弁で、恵まれないというか納めたくても納められないという境遇の方が出産する、国としても少子化が大問題になっていきますので、私の意見からいえば保険税ではなくて、ほかの別枠の中で3万円を支給するというのが平等なのだと思いますけれども、課長の答弁で今のところ納得します。ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） ほかに質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番の青木です。先ほどの課長の説明だと、何か聞いているうちにだんだんわからなくなってしまうので、もうちょっと平易にわかりやすい、一般の人がわかるような話で説明していただければと思う。これは、出産した方が3万円払うということなのですね。何か新しい保険制度みたいな、補償制度みたいなのできるわけだ。その障害児になった場合なんかには、一生何か一時金だけ知らないけれど

も、補償してくれるような、その補償制度ができて、それに、保険はその出産者が払うということで、その3万円を払って、その払う分を保険から補てんしてあげようという仕組みのようなのだけれども、そういうことなのだね、課長。

それで、その補償制度というのは、どのぐらいそれを補償してくれるの、いろいろ障害の度合いによってまた違うのかもしれないけれども、例えば最大限幾ら、1億するのだとか、あるいは生涯補償するのだとか、そのいろいろ仕組みがあると思う、そういう細かいこともわかっているのでしょうか。細かいことはいいから、大ざっぱな話だけでいいよ、聞いているうちにわからなくなってしまうから。その辺のこの仕組みがわからないと、保険から出るのだ出るのであって、出るのではなくて出産者がまず払うのでしょうか、これ。その何か新しい補償制度みたいのができて。それに何、加入している産院でないとそれが可能ではないということのようなのですから、その辺も含めてちょっとわかりやすい言葉で簡単に説明してください。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 産科医療補償制度の仕組みでありますけれども、お母さんが病院で出産する場合、病院のほうに3万円の補償金を支払いまして、医療機関が日本医療機能評価機構運営組織、ここに医療機関が掛金をかけまして、そこの医療評価機構と民間の損害保険会社が契約を結びまして、仮に赤ちゃんが脳性麻痺になった場合については、ここの損害保険会社から医療評価機構、ここに保険金が支払われまして、そこから分娩機関を経由してお母さんのほうに補償金が支払われるという仕組みであります。それで、補償される補償の金額でありますけれども、一時金として600万円支給されまして、20年間、年間で約120万円ほど補償されまして、20年間ですから2,400万円支給されますので、20年間で一時金と合わせて3,000万円が補償されるという制度であります。

それから、加入病院の関係でありますけれども、この産科医療制度に加入している病院で出産した場合がこの制度の対象になるわけでありまして、加入の状況でありますけれども、全国の加入の状況でありますけれども、全国で96%、群馬県で98%、栃木県が100%、茨城県が98%、埼玉県が93%ということでありまして、県内の状況でありますけれども、県内については98ということ、館林でありますと、厚生病院は産科がありませんけれども、館林のこの制度に加入している病院でありますけれども、土井クリニックさん、それから真中医院さんのこの二つの産科医がこの制度に加入していますので、仮にここの病院で出産をして脳性麻痺になった場合については補償がされるという制度でございます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうすると、これは何、今加入していると、そこで出産すると強制的にもう、自動的にその3万円払わなくてはならないのだ。何かさっき94%だ、96%だとかというと、それに入っていない産院もあるわけだ、その地域によっては。そういうのはわからないよね、どういう理由なのだか、それは医師会に入っていないとか何だかんだ理由があるのかもしれないけれども、それはいいや、難しいから。

とにかく要するに出産すると3万円を保険料として支払うわけだ。それで、もし障害が発生した場合には、最大3,000万の補償金をいただけるというようにややこしい経路を通過してくるということで、そういう、難しいからわからないかもしれないけれども、判定というか、認定する期間とかそういうのがまたややこしいのでしょうか、これまた。その障害の度合いだとか、それはこれからスタートするわけだから、今までにその

事例がないからわからないかもしれないのですけれども、どこへまた、補償機構ってどこがやっているの、これ。補償機構となって、それを民間の保険会社に何か保険を掛けるみたいなことを今言っていたけれども、どこか損害保険会社がそれを引き受けてやるというけれども、その前の補償機構というのはどこがやるの、それ。また、厚生労働省か何か天下り団体をつくったわけか。3万円ぐらいの金で、例えば100万人の子供に掛けると幾らだ、30億か。そうすると3,000万円払うと100人いるとなくなってしまうよね、例えば単純に計算して。そうすると、ほかから国からとかそういうあれは、法的に補償するとかそういう制度にこれなっているの、その何とか機構というやつは。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 各病院で出産するすべての方がもう3万円を支払うというそういう制度でして、これに加入していない病院は全国では少ないのですけれども、群馬県の場合98%ですので、ほとんど……

[「300億か……」と言う人あり]

○健康福祉課長（小野田国雄君） すべての出産の方がもう3万円ですか、3万円支払いますので、すべての方が対象になるわけでありましてけれども、群馬県の場合は98%なのですけれども、加入していない病院ですけれども、病院についてはほとんどが100%加入していますけれども、群馬県で98%というのは個人の産科医ですか、この辺が加入していないので、98%ということでありましてけれども、病院についてはすべて加入しているということになります。

それで、この制度の仕組みで財団法人日本医療機能評価機構という難しい名前なのですけれども、ここが医療機関と掛金のやりとりをするというそういう仕組みになっているのです。この組織がどういう組織か、今細かいところはちょっとわかりませんが、流れ的には、お母さんがいて、病院があって、病院とこの医療機関で掛金の手続きをして、そこから民間の損害保険会社と契約をするというそういう仕組みなのです。ですから、中に保険会社の間に評価機構、こういうものが入ってくるという制度になっています。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 30億ではない300億だね、これね、100万人だと。結構な金額になって、それ公的に補助はないの。いや、それで何か新しくこれはできた組織なのか、やっぱり何かほら、要するに行政改革だとか、特殊法人の廃止だとか何とか言っている割には何だかやたらこういう新しい制度ができて、住民のを食ってしまうみたいなそういう制度ができてくるから、こういうのは本当に注意した方がいいよね、栗原町長ね。

[「そうですね」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） だんだんといろんな機会に、ちっちゃな町からはそういうのを発信していったほうがいいと思うのだよね。やたら一方的にこういうのをつくられて、何だかそういう特殊法人みたいのをつくらせて、みんなの生活を潤わせるのだから何だか知らないけれども、天下り先をつくるみたいな感じもするので、それで公的にもお金が補助が出ているのか、そういうの。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 財源の関係でありますけれども、財源については、国が3分の2ですか、3分の2を交付税として町に算入すると、そういう制度になっています。残り3分の1が町ということです。

[何事か言う人あり]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 3分の2が国で、残り3分の1が国保者の負担ということです。

〔「個人負担ね」と言う人あり〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 国保。

[何事か言う人あり]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 最初は、個人に負担していただいて、その後町が38万円を支払いをする  
と、そういう制度でございます。

○議長（荻野美友君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第62号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第63号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第8、議案第63号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とし、  
町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第63号の提案理由を申し上げます。

板倉町道路占用料徴収条例の一部改正についてでございます。本案につきましては、道路法施行令の一部  
を改正する政令（平成20年政令第5号）が平成20年4月1日に施行となったことによりまして、板倉町道路  
占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

今回の大幅な改正点でございますが、第1点目として、大規模災害等の発生時に必要となる応急仮設住宅  
を町道の道路区域内に建設する際に占用料を減免もしくは免除する条文を追加するものでございます。

第2点目として、近年の地価の下落に伴い、指定区間の国道にかかわる占用料の改正が行われたため、本  
町の占用料もこれに準じて改正するものでございます。

なお、細部につきましては、同じく担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決  
定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） それでは、議案第63号 板倉町道路占用料徴収条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。

ただいま町長から提案理由の説明がございましたが、この中で第1点目でございますけれども、応急仮設住宅の関係でございます。これにつきましては、近年大地震等大きな災害が発生をしているということにかんがみまして、今般の道路法施行令の改正の中で応急仮設住宅、これにつきましては、当然のことながら被災者が居住するための応急建築物ということでご理解をいただければと思いますが、この物につきまして占用料を免除あるいは減免をするという措置でございます。この中で各号の繰り下げと第1号にこの規定を加えるという内容でございます。

それから、第2点目でございますが、占用料の額でございます。これにつきましては、議案書中、別表を次のように改めるということで、別表の中に料金が示されておるわけでございますけれども、これにつきましては、現行の料金につきまして平成6年度の地価等の状況を基準にこれまでは料金が設けられてきたわけでございますが、ここへ来まして当時の2分の1程度に地価等が下落をしたということを受けまして、やはり占用料の改定が政令の中でなされたということでございます。

これを当町におきましても引用するということで、今回別表の改正をさせていただきたいということでございますが、町内におきます代表的な占用物件を申し上げますと、電柱、それから電話柱、ガス管等が代表的なものでございまして、1つ例をとりますと、別表の中にあります電柱第2種につきまして改定内容を見ますと820円という金額でございますが、これまでは1,200円でございます。電話柱の第1種につきましては、やはり480円という金額に改めるという内容でございますが、従前は690円ということでございます。これらを比率で見ますと、電柱類につきましてはおおむね30%強の減額になろうかと思えます。

それから、ガス管でございますが、これにつきましては、外径1メートル以上のもので比較をいたしますと、改定後につきましては1メートルにつき570円でございます。従前は、1メートルにつき710円ということでございますので、いわゆる埋設管類につきましては20%弱の減額になるというような内容でございます。

地価の下落等がございますので、やむを得ない措置かなということでございますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第63号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕



○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第64号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第9、議案第64号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第64号の提案理由を申し上げます。

板倉町町営住宅管理条例の一部改正について。本案につきましては、公営住宅法施行令（昭和26年6月30日政令第240号）の一部改正による条文の改正と町営住宅入居希望者の実態に即した入居資格及び入居方法に変更するための改正でございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） それでは、議案第64号 板倉町町営住宅管理条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

まず、先ほどの提案理由の説明の中にありましたとおり、公営住宅法施行令の改正に伴う改正につきましてでございますけれども、この議案書中2行目でございますが、第5条第2号ア中「政令第6条第2項」を「政令第6条第4項」に改めると、この部分につきましては、住宅法施行令が改正されたことに伴う改正でございます。政令の中で号が順次繰り下げられたということでございまして、対象項が変わっても入居者の要件を規定する内容に変更はございませんので、その点をご説明をさせていただきます。

それから、もう一つ入居者の実態等に即した改正ということでございますけれども、やはりこれまでの入居者要件の中で国税、地方税の滞納がないことということが規定されておったわけでございますけれども、この点につきまして、国税、地方税ということでの定義を考えますと、すべての税種、税目にかかわる部分が出てくることが解釈できるということでございまして、実際にこの公営住宅の目的を考えますと、いわゆる住宅に困窮をしている低所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸するというような目的がございますので、この点にかんがみますと、やはりすべての税種、税目について滞納がなきことというのは、実態に即さない部分が出てくるだろうという点がございます。ということで、今回この点を道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税）を含むものに変更いたしたいということでございます。

参考に申し上げますと、公営住宅法の第23条に入居者資格要件が規定をされておるわけでございますが、この条項には、滞納に関する制限規定はされていないということでございます。また、県の住宅管理条例につきましても、同様の改正が既に完了しているということでございまして、やはり県、それから町の条例等の整合性を持たせるということで、これを変更、改正をさせていただきたいということでございます。

それから、もう一点でございますけれども、第9条第2項中「又は町営住宅に入居中の者が当該町営住宅

を立ち退いたとき」を削り、同条に次の1項を加える。3項で、前項の入居補欠者の資格の有効期限は、当該町営住宅に入居決定者が入居するまでとするという改正内容でございますけれども、この点につきましては、これまで入居申し込みをされた方につきましては、入居の決定をするわけでございますけれども、複数の入居希望者が申し込みをされた場合に、あいている部屋が入居申込者に対しまして少ない場合、当然抽せんということもやってきております。

そういう中で、これまでは抽選に漏れた方をいわゆる入居補欠者としてずっと名簿登録をして空き部屋が発生するまで待機をしていただいたと、この待機の期間が長い場合には6年、7年というような長期間名簿に登載をされていたという実態がございました。やはり余り長いこと待つていただくというのは、住民サービスという点で考えましても非常に不親切であろうということもございましたので、この改正をすることによりまして、今後は抽せんを漏れた方につきましては、当選者が入居を完了するまでの間を補欠者とするということございまして、当選者が入居をした場合には、もう補欠者としての資格を失効しますというような取り扱いをするということでございます。

今後入居の申し込み等の受け付けにつきましては、町営住宅の空き部屋が発生をするごとに入居の申し込み受け付けを募集するという形で進めていきたいというふうなことで今回の改正をいたしたいわけでございますので、よろしくご審議をいただくことをお願いいたしまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。ただいま空き部屋ができてから申し込みというか、その受け付けをするようにするというところで便宜上とてもいいことだなと思いました。と同時に、ドメスティック・バイオレンスとかそういう緊急を要する場合の部屋の確保、そういうのは本町においてはできているのかということと、また生活困窮者が入居するわけですので、敷金等は取るといふのかどうかということですが、入居する前に。私もちょっと県のほうに、そういうところに入りたいという方がおりましたときに伺いましたらば、敷金を2カ月か3カ月用意していただかないと入れないのだというそういうことを聞きましたので、その入ること自体が大変なのに、それをこの敷金を前に取るというのはどんなものなのかなと思いましたが、やはり滞納する、早く言えば月の部屋代を払わない、そういう人がいるので、前もってそういう措置をとっているのだという答えがありましたけれども、本町におきましてはその辺はいかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） まず、1点目、ドメスティック・バイオレンスの対応ということでございますが、この点につきましては、現在の町営住宅運営上は考慮はいたしておりません。というのは、限られた戸数しかございませんで、これはいつでも起こり得る可能性というのは当然あるというふうには承知しておりますけれども、やはりそれを待つための空き部屋確保、これはそのほかに困窮をされている方がいる場合に果たしていかなものなのかなという点がございまして、我々といたしますと、公営住宅への入居資格を備えている方から申し込み希望があった場合には、その審査を十分にいたしまして、措置をしていき

いというふうに考えておりますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの困窮者からの敷金ということでございますけれども、やはりこれも敷金をいただくというのは、これは家賃の滞納のための備えだけではございませんでして、その住宅の一部破損とかそういったものの補修の費用としてお預かりをするという性格のものでございます。したがって、退室をされるときに、いわゆる損傷程度の度合いによっては、全額お返しをするということはまず考えにくいかなと思いますけれども、一時お預かりをするということでございますから、退去されるときにはお返しをするという性格のものでございますので、やはり納めていただくというのを原則に考えております。

しかしながらでございますけれども、やはりその住宅に困窮をするという実態を考えますと、特に高齢者等につきましては、場合によると年金収入しかないというような方もいらっしゃるの当然でございます、そういう方が敷金を一度にとというのは困難なケースもございます。そういった場合には、やはり柔軟な対応をするということは必要であるというふうに認識をいたしておりますので、その点につきましては、ケース・バイ・ケースで対処をしたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 先ほどの課長の本当に温情ある答弁でありがとうございました。

それがなければ、やはり町としてもいかがかなと、結局この制度もあつてないようなものではないかというふうに思いました。

あと、もう一つドメスティックにつきましては、私はもう一回お聞きしたいのですけれども、もしそういう方が緊急にどうしても逃れるために必要だと言った場合に、それでは町はそのことに対しての対処はどのようにいたしますか。どうしても緊急に必要だと言った場合に、どこかに行きなさいというのでしょうか。その辺が私は重要ではないかと思うのです。どうしても必要だからこそ借りたいというか、一時的に逃れる場所をとるかそういうための、やはりドメスティック・バイオレンスについては今は多くなっておりますので、町でそれがありませんというのは、答弁としてはいかがなものかなというふうに思うわけですね。

だから、そこら辺の余裕とかあけておくというのはもったいないと言えどもそれまでかもしれませんし、また本当にそれ以上困っている人もいるのだから、そういう人を先に入れるのだというのもわかりますけれども、それではそういうふうに緊急に我が町でそういうことがあった場合に、ではそういう人は入居する部屋がないので、自分たちで何とかしてくださいと言って切り捨てするのか、その辺をどのようにするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 確かに議員のおっしゃることも理解をできるところでございますけれども、やはり公営住宅への入居だけがドメスティック・バイオレンスに対しての対処ではないのではないかと、いろんな面からいろんな対処があるのではないかと私を私は考えております。しかしながら、私公営住宅の所管をしている立場から申し上げますと、それ以外の対処方法については発言を控えさせていただきかなと思います。

しかしながら、やはり社会問題化もしておりますので、いろんな対処についてなされてきているやにも聞

いておりますので、そういったいろんな対処方をいろいろ併用することが望ましいのかなと。この辺につきましても、議員のご意見等も真摯に受けとめさせていただきまして、今の町の対応の中でそういった用意というのですか、そういう可能かどうか今後検討をさせていただきたいと思っておりますので、その点ご理解いただければというふうに思います。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいま町長にも聞けというような話もあったような感じもいたしましたので、果たして直接秋山議員の対応に、質問に答えられるかどうかわかりませんが、いずれにしても今の質問について非常にそういった心配は、確率的には少なくともあり得ることだとは思っております。まさにそれが現実の今日のある意味での進んだ社会、先進的な社会のいわゆる個人個人が孤立しているというようなマイナス面でもあろうかと思っております。したがって、まずそういったことが起こったときに、親戚はどうなのか、ご近所はどうなのか、あるいはいわゆる防災組織の地区行政区みたいなあれ、部落みたいな一つの小さい単位としてどうとらえるかというような形も当然考えなくてはならないだろうと思っております。

当面緊急的には、先ほど対処のしようがとりあえずはないという課長の答弁でしたが、あしたの質問等の中でもそういったすべて行政にというような形でない中で、いわゆるお金がない中でどういうふうにそういったものに対して対応していくかというものに対しての一環で、言ってみれば地域の大きな意味での災害的な災難的なものとしてのとらえ方としての、例えばそういう部分もということで、とりあえず空き部屋がどうのこうのという前に、本当はそういった形で部屋を1つ常に用意をしておけばいいのかもしれませんが、今の現状ではそういった総合的な考え方をしていけないと、入居者が後からずっと希望者が続いているにもかかわらず、この部屋だけはそういったときのために入れないと、あるいは抽せんも控えていただくというような対応は非常に難しかろうと思っております。議員さんの質問を十分考えて何かいい方法があるかどうか、さらに検討したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今の栗原町長のお言葉でちょっと残念だったのですが、ここにいらっしゃる皆様は幸せな生活を営んでいるものですから、そのドメスティック・バイオレンスがどのように大変かということが事実上わかっていないのではないかと思っております。板倉でも、実質私とそのドメスティック・バイオレンスにかかわった方が3組おります。そのときは本当に大変、今栗原町長がおっしゃったように親戚の方にもお願いをいたしました。お願いをいたしましたが、やはりそのドメスティック・バイオレンスにかかわるご夫婦の状況というものが、親戚だけではなかなか大変、その場所を突きとめられてしまうというかそういう状況にもありまして、本当に大変だと、それを何とか追いかけてられないようにそれをかくまっていくというのは本当に皆さんの知恵も必要です。

そういう中で、そのお金がかかるとかかからないとかという問題ではなくて、本当にそういうことに遭遇した方の心の軽減、そういったことも大切ではないかなというふうに思うのです。そういう町で確保ができないというのであるならば、連携して本当にその県、そして各市町村、そういう方々との連携をして、そういう方を速やかに保護できる、そういうふうな連携もお考えをいただければありがたい。やはりそういうこ

とは自分たちでやりなさいということは、私はそぐわないのではないかと、今のこの世の中に対してそぐわないと思っておりますので、町といたしましても、今後そういうことに対して少しでも安心して生活ができるような一環を考えていただけたらありがたいと思っております。町長も今そういうことを勘案して考えていきますよというお言葉をいただきましたので、私もここで終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今秋山議員さんの言われた中で、いわゆる場所が、例えば親戚ではかくまっている場所が明らかになってしまうという、そういう論理でいきますと、町営住宅とて当然場所的にはすぐ明らかになってしまうわけでありまして……

[何事か言う人あり]

○町長（栗原 実君） 大丈夫ですか、私自身としては、いわゆる例えばそういったドメスティック・バイオレンスについては、単に場所の提供とかそういう問題だけでなく、例えばある意味では警察のお力とかいろいろな問題も総合的に対応しなければ、単に町で住宅を1部屋用意しておいて、ここへという形では、その方はもしかしたら防げない、その方のそういった環境が防げない場合もあるのではないかというようなことも考えまして、総合的に先ほどご指導いただいた、いわゆる県等とも連携をしてというお話もありましたので、総合的に対応したいというふうに考えております。とりあえずそのくらいの答えきりできません。

○議長（荻野美友君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

休 憩 （午前10時15分）

---

再 開 （午前10時30分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

---

○発言の訂正

○議長（荻野美友君） 町長より発言を求められておりますので、それを許します。  
町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほど冒頭の所信表明の中で言い間違いがございました。月日についてでございますが、「館林分5万8,000人の署名を12月の4日に提出をし」と申し上げたつもりでございましたが、「14日」ということに聞こえたようでございます。そういうことで訂正をさせていただきます。

---

#### ○議案第65号 板倉町土地開発公社定款の変更について

○議長（荻野美友君） 日程第10、議案第65号 板倉町土地開発公社定款の変更についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第65号の提案理由を申し上げます。

板倉町土地開発公社定款の変更についてでございます。本案につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日から施行され、これまで板倉町土地開発公社定款において監事の職務に関して引用していた民法第59条の規定が削除され、新たに公有地の拡大に関する法律第16条第8項を引用することとなったことに伴い、板倉町土地開発公社定款の改正を行うため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長から同じく説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 議案第65号 板倉町土地開発公社定款の変更についてご説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由の説明にございましたとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律というのが制定をされたわけでございます。この法律の第216条におきまして、公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正するという条項が定められてございまして、この中でございますけれども、公有地の拡大の推進に関する法律の16条におきまして、第8項に「監事の職務は次のとおりとする」という規定が定められたわけでございます。

それとあわせまして、民法の59条、これは監事の規定でございますが、これは削除というのが同法律で定められておりまして、これをもとに今回の定款の変更をするということでございます。

簡略に申し上げますと、これまでは民法59条の監事の規定を引用をしておったわけでございますが、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、新たに公有地の拡大の推進に関する法律の中で土地開発公社監事の職務が規定をされたというものでございます。

これを受けまして、今回土地開発公社の定款の変更を行うということでございますが、ちなみに監事の職務はどのようなものかということをお願い申し上げますと、1つとして、「土地開発公社の財産の状況を監査すること」、2つ目として「理事の業務の執行の状況を監査すること」、3番目といたしまして、「財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に報告をすること」、この3点が主な監事の職務としての規定でございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第65号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第66号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（荻野美友君） 日程第11、議案第66号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第66号の提案理由を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてということでございます。本案につきましては、平成21年5月5日から本組合の組織団体である富士見村が廃され、その区域が本組合の組織団体である前橋市に編入されることに伴う群馬県市町村総合事務組合の規約の改正でございます。一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りをするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第66号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。  
よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第67号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

○議長（荻野美友君） 日程第12、議案第67号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第67号についてご説明を申し上げます。

東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてでございます。本案につきましては、組合施設であります東毛臨海学校の廃止と東毛歴史資料館の譲渡に伴いまして、規約第3条の共同処理する事務から組合立臨海学校の設置及び管理運営に関する事務及び組合立東毛歴史資料館の設置及び管理運営に関する事務を削除する規約の改正でございます。一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

〔総合政策課長（小野田吉一君）登壇〕

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第67号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてご説明いたします。

この規約の変更に係る協議依頼が東広圏の組合のほうからございましたので、議会の議決をお願いするものでございます。規約変更の内容でございますけれども、組合施設であります東毛臨海学校の廃止と東毛歴史資料館の譲渡に伴いまして、規約第3条の共同処理する事務から組合立臨海学校の設置及び管理運営に関する事務及び組合立東毛歴史資料館の設置及び管理運営に関する事務を削除するものでございます。

臨海学校の廃止と歴史資料館の譲渡に至った経緯を若干説明させていただきますと、臨海学校につきましては、小学校の児童が海水浴あるいは海水浴を通して団体生活を行うことによって、情操教育を実践する場所としての利用をこれまでしてまいりました。しかし、昭和49年の7月8日に開校して以来34年間利用されてきましたけれども、昨年19年7月16日に新潟県中越沖地震が発生し、以後の入校を中止してしまいまし



た。同年の10月22日に臨海学校運営協議委員会から、たび重なる自然災害や学校のニーズの変化によって臨海学校の利用を中止したいという意見書が出されました。組合の理事会におきましても、昨年11月21日に開催し、臨海学校の廃止に係る手続に入ることを決定し、本年、20年の3月31日をもって閉鎖しております。

歴史資料館につきましては、太田市世良田町に所在する長楽寺に伝わる数多くの貴重な中世関係、文化財を中心に東毛地域の歴史資料を保存、展示し、広く社会に周知を目的とし、こちらは昭和60年11月21日に開館して以来23年間経過しておりますけれども、本年の20年3月26日に開催されました理事会におきまして当該施設を所在している太田市に移管したほうが施設を有効活用できるとのこととなりまして、平成21年4月1日に太田市へ譲渡を予定しておりますのでございます。

以上で説明にかえさせていただきますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第67号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第68号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第13、議案第68号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第68号について提案理由を申し上げます。

議案第68号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,727万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億3,061万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金に217万5,000円、それから分担金及び負担金に285万円、国庫支出金に111万8,000円、寄附金に5万円、繰入金に6,643万6,000円、繰越金に3億2,788万6,000円をそれぞれ追加し、県支出金を140万7,000円、繰入金を65万2,000円、諸収入を110万円それぞれ減額をするものでございます。

歳出につきましては、総務費に3億323万6,000円、民生費に2,613万2,000円、衛生費に914万3,000円、農

林水産業費に119万8,000円、商工費に2万1,000円、土木費に5,786万2,000円、教育費に205万8,000円をそれぞれ追加し、消防費を237万4,000円減額をするものでございます。

なお、細部については、同じく担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第68号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,727万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,061万7,000円とするものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、第2表の債務負担行為補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算の補正でございますけれども、ただいま町長の提案理由でご説明してございますので、省略をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為の補正でございますけれども、1点目、群馬県CALS/EC市町村推進協議会負担金、平成21年度345万5,000円とございます。新しいもので何が何だかわからないと思いますけれども、若干時間をいただいて説明をさせていただきたいと思います。この群馬県CALS/EC市町村推進協議会というものは、電子自治体への取り組みということでL GWANと同じように群馬県と市町村が電子入札と調達システムの共同開発と共同運用を図りながら、円滑な推進と相互連携を目的に設置された組織でございます。

そして、主な事業としましては、開発運用方針の決定、費用負担の決定、調査研究、普及啓発などが挙げられます。参加団体につきましては、県では県土整備部管理課、入札関係を主管とする課でございます。県内の市では12市、全市が参加をしております。町村では、7町、館林、邑楽においては板倉町だけが未加入という状況でございます。また、この協議会は平成15年11月から検討してきております。そして、18年1月からの運用を行っているところでございます。

では、どんなことができるのかと申しますと、まず電子入札が今後実施可能になります。また、大きいメリットとしては、私どもの町では指名参加願が毎年業者から提出されてきます。この事務量は、非常に大きい量がございます。受け付け期間中は、会議室を貸し切ったの対応ということを毎年度実施をしなければならない状況があります。これが、この協議会があると、協議会がすべて電子で受け付けて、板倉町分を転送されるだけというふうになります。内容の審査は、町単独で行わなければなりませんけれども、事務的には大きなメリットがございます。また、業者側にとっても東毛地区へ届け出でまいりますと、板倉町だけが別方式ということで苦情に近い要望もいただいているところでございます。さらに、県内共同での開発、運用ということですので、入札関係においては単独ではなく、考え方も一致した方針が出るということもございまして、板倉町みたいな小さな自治体にとって、こういった協議会に参加をして、より制度の高い入札を実施していければというふうなメリットもございます。

債務負担を補正する理由としましては、協議会の来年分受け付けというのがもう1月から始まってしまいますので、予算的には発生しませんけれども、行為そのものは発生してしまうということで補正をさせてい

いただきました。金額につきましては、これまで加盟してきた自治体は初期投資が済んでおります。ほかのまだ未加入の自治体分は、県が立てかえているような状況でございまして、板倉町はその分、初期投資分もございまして、345万5,000円というふうになってございます。

それから、2番目の一般廃棄物収集運搬業務委託料、平成21年度2,600万円、それから板倉町資源化センター操業委託料、平成21年度2,882万円、例年この12月定例会で債務負担行為の補正をさせていただいているものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。こちらから歳入についてご説明をさせていただきます。第9款地方特例交付金、第3項地方税等減収補てん臨時交付金、1目地方税等減収補てん臨時交付金、こちらは道路特定財源の、4月1日から4月30日までが暫定税率が失効しました。この1カ月間の暫定税率分の税金がなかったわけでございます。その分を国が地方税等減収補てん臨時交付金と銘打って、各市町村に交付金を交付するという事で217万5,000円の追加となっております。

次に、第12款分担金及び負担金、第1項分担金、1目農林水産業費分担金ということで、県営簡易圃場整備モデル事業大荷場地区地元分担金として234万円の追加でございます。こちら事業費1,560万円の15%分を地元で負担するという事でございます。次に、簡易圃場整備モデル事業大荷場地区地元分担金ということで51万円の追加、こちら事業委託費の340万円の15%分の地元負担分でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。第15款県支出金、第2項の県補助金、2目の民生費県補助金では、原油価格の高騰緊急対策補助金としまして24万円の追加でございます。4,000円掛ける120件分を計上してございまして、2分の1が県からの補助となるものでございます。

続いて、4目の農林水産業費県補助金でございますけれども、水田農業総合推進事業費補助金260万6,000円の減額、これはコスモス団地の形成事業費の確定による減額でございます。次に、農業農村応援事業補助金、こちらは511万円の減額でございます。産地育成強化整備費補助金の確定によるものの減額でございます。次に、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業補助金103万4,000円の追加でございます。これは、長ネギ収穫機械購入補助ということで40%の補助率ということでございます。次に、施設園芸省エネルギー緊急対策事業補助金ということで185万1,000円の追加でございます。こちらは、ハウス農家の燃料費の高騰による補助で3分の1の補助率でございます。次に、その下の簡易圃場整備モデル事業大荷場地区補助金ということで255万円の追加でございます。これは、麦作地を基本に事業委託費340万円の75%の補助と、4分の3の補助ということでございます。

続いて、10ページをお願いします。第18款繰入金、第1項特別会計繰入金、1目水道事業会計繰入金、水道事業会計繰入金でございますけれども、水道会計へ一般会計から出資したその出資債の利息分の確定による減額でございまして、65万2,000円の減額です。

次に、第2項の基金繰入金、3目のふるさとづくり事業基金繰入金でございますけれども、ふるさとづくり事業基金繰入金が18万1,000円の追加と、こちらは小学生の体験搭乗の、当初実施を予定していた日が雨だったものですから順延をさせていただきました。順延したときの日程が、町有バスがあいておらなかったために民間のバスをチャーターしましたということと、レンタサイクル用の自転車、こちらのほうが道路交通法の改正によって子供はヘルメットをかぶらないと自転車に乗れないということもございまして、レンタサイクルの貸し出しに合わせてヘルメットを購入したということで、ふるさとづくり事業基金から繰り入れ

をさせていただきました。

次に、5目の土地開発基金繰入金でございますけれども、こちらは6,625万5,000円の追加ということで、消防分署を今建設中でございますけれども、この土地の西側の土地、それから調整池、今池になっておりますけれども、そちらと板倉側までの排水路分が当時の板北土地改良で換地をされておりまして、土地開発公社がその分を購入しております。その分を町がこの際新センターの南側の道路、今新設しています道路の南側の土地については、すべて町が土地開発公社から買い戻しておいたほうがよいだろうというふうに判断をさせていただきますまして、土地開発基金から繰り入れるものでございます。

次に、第19款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金で3億2,788万6,000円の追加でございます。

次に、12ページをお願いします。ここから歳出になりますけれども、第2款総務費、第1項総務管理費、5目の財産管理費で町有施設管理事業光熱水費ということで、光熱水費の48万3,000円の追加でございます。これは、電気代によるものでございます。電気代を今年の9月に東電のほうで値上げをしておりますので、それにかかわる追加でございます。

次に、8目の情報推進費、情報化推進事業ということで、庁内情報化事業ということの、町長がかわりましたので、町長の氏名の変更に伴う住民情報システム修正委託料ということで51万円の追加でございます。

それから、12目の防犯対策費の2つ目の丸で防犯施設整備事業ということで、やはりこちらも光熱水費でございますけれども、90万円の追加とありますが、電気料の改定に伴う追加、それから、ニュータウン32区の防犯灯30基分の新設のこれ球をかえたものなのですけれども、そちらによる追加でございます。

それから、次のページの15目のふるさとづくり費でございますけれども、先ほど歳入で申し上げましたように右側の小学校卒業体験搭乗、それからレンタサイクル事業、こらちの追加がございます。

それから、次の16目基金費、基金管理ということで、繰越金に計上させていただきましたうちから財政調整基金の元金積み立てということで1億5,000万円、減債基金元金積み立てということで1億5,000万円、合わせて基金のほうへ3億円を積み立てるものでございます。

次に、第2項の徴税費でございます。1目税務総務費、固定資産税の賦課業務ということで、固定資産税事務電算処理委託料ということで73万5,000円の追加でございます。これは、税制改正に伴うシステム改修による委託料の増額でございます。

続いて、15ページをお願いします。第3款の民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますまして、国民健康保険特別会計繰出金としまして126万1,000円、電算委託業務にかかわるものでございます。それから、灯油購入費補助事業ということで、先ほど歳入にありましたように灯油の高騰による補助金でございますまして、48万円の追加でございます。

続いて、次の16ページをお願いします。2目の高齢者福祉費の右側の介護保険特別会計繰出金としまして1,649万3,000円の追加でございます。介護保険給付額の増による追加の繰出金でございます。

続いて、3目の障害者福祉費の中では、2つ目の丸の障害児（者）自立支援事業で3つ目の黒ポツでございますけれども、地域生活支援ということで365万1,000円の追加ということなのですけれども、19年度の事業費が確定したものに伴う補正の追加でございます。

次に、17ページの右側で介護給付訓練等給付費、こちらも116万3,000円の追加がございますけれども、こ

ちらも19年度の事業の確定に伴う返還金ということでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。第4款の衛生費、第1項保健衛生費、3目の環境衛生費、こちら合併処理浄化槽の設置費の補助事業で330万6,000円の追加でございます。設置数の増による補正追加でございます。

続いて、第2項の清掃費、2目のじんかい処理費でございますけれども、2つ目の丸でございますして、資源化センターの管理運営事業、こちらやはり光熱水費ということで、電気料の増ということで176万1,000円の追加でございます。

続いて、20ページをお願いします。第6款の農林水産業費、第1項農業費、3目の農業振興費でございます。右側の説明の中で、コスモス団地形成事業ということで800万円の減額でございます。それから、農業農村応援事業で、産地育成強化整備費補助金ということで511万円の減額でございます。その下、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業ということで103万4,000円の追加、施設園芸省エネルギー対策事業ということで185万1,000円の追加でございます。

続いて、21ページ、5目の農地費でございますけれども、町単独土地改良事業ということで、農地保全工事費ということで390万円を追加してございます。こちら町の町有地、除川の赤羽地区に町有地がございます。こちらは、随分前になるのですけれども、町のごみ処理施設を建設しようということで土地を買収してございます。しかし、現在は、資源化センターでごみ処理をしているわけですので、赤羽地区というのは、離と除川の南側の地区で、板倉町の外れのほうにある土地でございます。その土地を町が毎年草刈りをしたり管理をしておるのですけれども、農地に戻して売却ができるのであれば売却してしまったほうが後々お金もかからないということで、ただこのときに、造成をしたときに当時板倉川北部土地改良事業でも葛生の採石の表土というのが、泥があるわけですが、その土を入れているわけです。ここにも入れたのですけれども、若干石がまじっておりまして、我々も財政を担当しているときに、この草刈りをしていたときにも石が大分入っておりまして、石と土を入れかえないと農地として売れないだろうということがございまして、今回その農地の土地改良をしようということで補正で追加を390万円上げさせていただきました。

それから、1つ置いて県営簡易圃場整備モデル事業大荷場地区ということで、事業負担金390万円の追加ということでございます。それから、簡易圃場整備モデル事業大荷場地区のこちらはモデル事業の換地委託ということで340万円の追加でございます。こちら県が75%、地元が15%、町が10%という負担割合で事業を実施しているものでございます。

続いて、22ページをお願いします。第8款土木費の第2項の道路橋梁費、3目の道路新設改良費でございますけれども、町単独道路整備事業ということで用地購入費6,625万5,000円の追加と、先ほど歳入の繰入金の中で土地開発基金から6,625万5,000円を繰り入れますと言ったものでございます。調整池、それから排水路ということもございまして、土木費のほうで予算計上させていただいて、それを公社から町が買い戻すということでございます。それから、物件補償費ということで350万円の追加でございます。道路整備に伴う電柱移転にかかわる追加補正でございます。

次に、第4項の都市計画費、3目の下水道費、下水道事業特別会計繰出金を1,189万3,000円減額するものでございます。こちらは、下水道の特別会計のほうで繰越金が多く出たということで、一般会計からの繰り出しを減額するものでございます。

次に、第9款の消防費、第1項消防費、2目の非常備消防費でございますけれども、こちら館林地区の消防組合負担金でございますけれども、やはり19年度の決算により繰越金の増額が見込めたということで243万8,000円の減額となっております。

続いて、24ページをお願いします。こちら第10款教育費、第1項教育総務費ということで、こちらの教育費の中で光熱水費の追加が出てまいります。こちらも電気料の増によるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、議案第68号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひます。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第69号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につい

て

○議長（荻野美友君） 日程第14、議案第69号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第69号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,253万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,150万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に2,000万円、繰入金に126万1,000円、繰越金に4,127万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に126万1,000円、保険給付費に200万円、後期高齢者支援金等に5,927万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、同じく担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第69号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,253万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,150万4,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、療養給付費増加に伴いまして2,000万円、それから電算委託業務といたしまして一般会計から126万1,000円、前年度繰越金としまして4,127万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、7ページをお願いしたいと思います。第1款1項総務管理費であります。電算委託料としまして71万4,000円、同じく2項徴税費になりますけれども、電算委託料としまして54万7,000円、2款1項3目一般被保険者療養費負担金とありますけれども、200万円の追加になります。

3款1項1目後期高齢者支援金でありますけれども、この支援金は、平成20年4月からスタートした制度でありますけれども、現役世代ゼロ歳から74歳までの被保険者は、後期高齢者医療制度を支えるために負担金として一人一人が支援金を負担することになるわけでありまして、支援金の金額は国が決めた被保険者1人当たりの支援金により、各医療保険者がそれぞれ加入者、ゼロ歳から74歳の加入者数に応じて負担することになるわけでありまして、制度創設時の加入者数のとらえ方の相違によりまして、今回増加分といたしまして5,927万6,000円を追加するものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番の青木ですけれども、歳出のほうでちょっと2点ほど伺いたいのですけれども、電算委託料の追加となっているのです。追加ということは、追加前のもとと幾らぐらいになっているの、何をこれだけ追加したかと。一般管理費で71万4,000円と賦課徴収費で54万7,000円と追加となっているということは、何か新たに件数が増えたからか、何かシステムが変更になったからか、それともとの電算委託料は幾らぐらいになっているのか、その辺をお聞きしたいのですけれども。

それともう一つ、今後期高齢者の支援金ですか、支援金はこれは初年度ということで、暫定みたいな形でスタートしたのでしょうかから、こういう補正が発生するのはやむを得ないことなのでしょうけれども、こういうのは、何かさっき課長の説明だとちょっと理解ができなかったのですけれども、どういうことが原因で予定が狂ったのか、補正が発生したのかということなのですかけれども、これは板倉町に原因があるのではなくて、国のほうに原因があるのかと思うのですけれども、その辺のところもちょっともう少し詳しく、それとまたこれ道中だから、3月までにまだ、3月が終わって締めてみると、また追加なんていうのが発生する

ということも予測されるのでしょうし、5,900万出ていくお金の先というのは、これはどこへ出ていくの。県の広域連合に出ていくの、それともまたややこしく支払基金にいったん、この2億2,000万というのは支払基金にいくと言っていましたか、前。それでは、これも支払基金にいったん行くわけだ、県の広域連合に行くのではなくて。そういうのは何か出入りが複雑でちょっとわかりにくいだけけれども、この算定される基準というのは、これ何が理由でこうなったというふうに町に来ているのか、その辺のことをもう少しわかりやすく説明いただければと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） まず、電算委託料の関係でありますけれども、一般経費、それから国保税賦課徴収事業ということで電算業務の委託関係があるわけでありまして、国保税賦課徴収の関係でありますけれども、これにつきましては、1つが今回の首長の変更に伴います納付書の変更というのがございます。それから、そのほかに今回業務委託ということで補正をさせていただいたものは、現在保険税の見直しの作業を進めているわけでありまして、保険税の税率を算定するための基礎データ、それを今回作成をしたいということで委託が入っております。

それから、一般経費の中に電算業務委託料がありますけれども、これについては、システム改修に伴う委託料ということになります。システム改定の内容につきましては、後期高齢者の関係になるわけでありまして、後期高齢者の誕生日と同時に国保から後期高齢者のほうに移行するわけでありまして、世帯構成によって保険料が変わってくるわけでありまして、仮にだんなさんが後期高齢者に移行した場合、残った奥さんが国保に加入するわけですが、そういうふうになった場合について、所得によって負担割合が変わってきますので、その辺の制度の改修が今回のシステム改修の内容になっております。

それから、支援金の関係でありますけれども、支援金については保険者が、支払基金の流れ的には保険者から支払基金にいったん流れまして、支払基金から連合のほうに納める形になりますけれども、今回の支援金の関係でありますけれども、暫定ということであるのかなというふうに思いますけれども、この制度は今年の4月からスタートしたわけでありまして、先ほど申しましたようにゼロ歳から74歳までのすべての国民が支援金を負担するということでもありますけれども、その支援金の中については、国が1人当たりの支援金額4万1,000円前後の金額を決めるわけでありまして、今回その金額で支援金を算出をしているわけでありまして、一番最初の加入者と申しますか、この支援金の基準になります加入者のとらえ方の相違というふうに先ほど説明させていただきましたけれども、一番最初の加入者の報告、これについてはゼロ歳から74歳までの現役世代の方が負担をするわけでありまして、75歳以上の方の負担は当然ないわけでありまして、一番最初の報告のときに75歳以上の方も含めて支払基金のほうに加入者数の報告をしてしまったというのが今回の補正ということになります。

その後、当初の予算の中では2億2,000万ほどの支援金になっているわけでありまして、その2億2,000万の被保険者数が5,500人ほどであるわけでありまして、それが今現在の国保の加入者ということですので、一番当初の支払基金に加入者数を報告するときに5,500でなくて、75歳以上も含めた7,300、そういう加入者数で報告を先にしてしまいましたので、支払基金からの支援金の納付額が今回5,927万6,000円というふうに来ているわけでありまして、これについては加入者数のとらえ方が違っ



ていましたので、今回補正をさせていただきますけれども、本来の加入者数5,500、当初予算が2億2,000万円ほどでありますので、最終的には2,200の支援金になるわけでありまして、加入者数の報告を支払基金に5,500で報告すればよかったものが7,300ほどで報告をしてしまったということで、この訂正はできないということでもありますので、今回補正をさせていただいて、支援をして、その後精算をさせていただくということになります。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうすると何、今のお話だと、5,500人と7,300人だけかというのを町が報告するのを間違ってしまったということ、それで間違っただけけれども、いったん間違っただけ訂正できないから、追加で支払うけれども、後で調整して、それをまた戻してくるといって、精算して20年度が終わった時点で戻してくるといって、そういう形なわけなのですか。

それとさっきの電算業務委託なのでありますけれども、これ例えば1件変更が起きた場合は幾らというそういう決めているのですか、例えば今何か区分が変更になる人が出てくると、1件当たり幾らということに決まっていますのかと思うのですけれども、その1件当たりの、改定するときには1件当たりの改定料というのか、変更料というのか、それは幾らぐらいになっているのですか。何か電算業務委託料というのがあるのか、随分出てくるのですけれども、先ほどは町長が変更になったので、町長の名前が変更になるからというので、それは変更料でそれはしようがないのでしょうかけれども、さっきのそれはいいとして、さっきは74歳から75歳に、年度内に変わる人が出てくるわけですね。そうすると変更するというときの、そういう1件当たりの電算委託料というのはどのくらいになっているのか、わかりますか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 今回の電算委託料の関係でありますけれども、これについては、後期高齢者の関係で自己負担割合の関係のシステムが改修になるわけでありまして、1件ということではなくて、この自己負担割合の制度が来年の1月からということですので、この金額ということで、これについては1件ということではなくて、新たな制度がスタートするので、この金額が委託料ということになります。

[「わかんない」と言う人あり]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 1件当たりという、今回の電算委託の関係が後期高齢者にかかわるそのシステムの改修なのでありますけれども、システムが新たにスタートするということでもありますので、そのシステムのスタート開始の費用の電算業務委託が71万4,000円ということでもあります。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） もっとわかりやすく、では例えばそういうのではなくて、例えば国民健康保険に新たに加入する人とか、あるいはそこからいろいろ事情で脱退する人とかそういう人もあるわけですね。そうすると、当然事務委託しているところ、電算委託しているところにそれを届けの通知をして、入退会の処理をしてもらうわけですが、そういった場合なんかは追加ですね。新たに追加の仕事になるわけでしょう、業務になるのでしょうか。そういうのは1件1件幾らとか、そういう契約になっているのかとか、それともアバウトで少々の数字の動きはなしで年間でトータルで幾らなのだと、そういうふうに行っているのか、追加が発生するというものは何か、どうもそういう1件当たり幾らと出てくるのかなという気持ちもし

てしまうのですけれども、そのほうがわかりやすいと思うのですけれども、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 1件当たりの関係については、ちょっとわからないのですけれども、今回の補正の71万円の関係でありますけれども、この内容については、大きなものが一部負担金の変更がありますので、システムの改修になります。それから、システムの改修とそれに伴う受給者層の交付の関係、あるいはほかのいろんなシステムの改修費用ということで、議員さんがご質問されている1件当たりの関係がちょっとわからないのですけれども、今回の補正については制度が新たにスタートしますので、全体のシステム改修費用がこの金額ということなのですけれども、よろしく願います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） では、わかりやすく聞くから、例えばごみの回収なんていうのは、戸数が1軒増えようが1軒減ろうが、恐らく年間幾らというので契約しているのだと思うのです。そういう契約をされているのか、それとも電算委託業務というのと同じように契約されているのか、それとも今言った1口増えるとか減るとかその都度、これわかりやすいのだ、事務をそこに頼むから、ごみの収集なんかというところアバウトにやっているから、新たにうちが1軒増えたとか減ってしまったとかといってもなかなかつかみにくいから、来た物を全部運んでしまうということになるのでしょうかけれども、だからどういう仕組みでやっているのかということをお聞きしたかったのですけれども、わからなければ後で調べてもらってもいいと思うのですけれども、私が聞いたかったのは、そのごみの収集なんかの仕組みみたいなのか、それともそれと違うのかということがちょっと気になったから聞いてみたのですけれども、わからなければ後でもいいですよ、済みません。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） では、後日説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（荻野美友君） ほかに質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。先ほど手を挙げた手前、1つぐらいと思ひまして。青木さんが大方、七、八割ぐらいは同じようなことを私も聞こうかなと思ったのですけれども、その中で健康保険の保留金というのが、うろ覚えですけれども、多分六、七千万あって、板倉町は健康保険税を当面は値上げしなくても済むかなと思ったのですけれども、これから後期高齢者のほうに6,000万も移動すると、これ多分その辺のところ苦勞するなり、あるいは次年度あたりは健康保険税をさわらざるを得ないのかなと思ひますので、その辺のところの腹づもりというのがありましたらお聞かせください。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 国保の基金の関係かと思ひますけれども、何年か前は基金も、1億さきありましたけれども、その後国保の会計が非常に厳しくなってきましたので、基金の取り崩しをずっとして

きまして、ほとんどもう底をついたというかそういう状態でありますけれども、今現在基金については600万ほどかなというふうに思っていますけれども、そういうこともありますので、国保税は非常に厳しい状況でありますので、できるだけ早い時期に見直しを進めなければならないのかなというふうに思っています。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第69号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第70号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第15、議案第70号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 引き続き議案第70号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その提案の理由を説明申し上げます。

本案につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,189万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,300万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に1,315万円、支払基金交付金に1,593万1,000円、県支出金に632万4,000円、繰入金に1,649万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に50万8,000円、保険給付費に5,139万円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第70号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,189万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,300万2,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせて

いただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、今回の補正でありますけれども、介護給付費負担金としまして1,037万8,000円、調整交付金としまして256万9,000円、システム改修費補助金としまして20万3,000円、支払基金交付金としまして、介護給付費の追加交付金1,593万1,000円、介護給付費負担金632万4,000円、繰入金としまして介護給付費繰入金1,618万9,000円と事務費繰入金30万4,000円でありませけれども、介護サービスあるいは介護予防にかかりますそれぞれの介護給付費に対して決められました負担割合を今回追加するものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、8ページをお願いいたします。第1款総務費でありますけれども、制度改正に伴うシステム改修委託料40万9,000円と介護保険賦課業務委託料につきましては首長名の変更に伴います納付書の変更でありますけれども、9万9,000円を追加するものであります。

次に、9ページから10ページにつきましては、要介護者、要介護の1から5の方のサービスにかかわるものになりますけれども、1目居宅介護サービス給付費、訪問介護、訪問入浴、デイサービス、リハビリ等のサービス給付になりますけれども、2,340万円、3目の地域密着型介護サービス給付費、デイサービスと施設入所している方の給付サービスになりますけれども、1,390万円の追加になります。

5目の施設介護サービス給付費、施設入所者のサービスになりますけれども、200万円ほどの減額になります。

次に、10ページをお願いいたします。7目居宅介護福祉用具購入費10万円、8目居宅介護住宅改修費155万円、9目居宅介護サービス計画給付費331万円をそれぞれ利用件数の増加に合わせて追加をするものであります。

次に、11ページをお願いいたします。11ページにつきましては、要支援者、要支援の1と2の方のサービスの給付にかかるものでありますけれども、まず1目介護予防サービス給付費670万円、6目介護予防住宅改修費、手すりあるいは段差解消の改修費になりますけれども、235万円、7目介護予防サービス計画給付費28万円をそれぞれ利用件数の増加に伴いまして追加をするものであります。

次に、12ページをお願いいたします。4項高額介護サービス等費については、低所得者の措置でありますけれども、一定基準を超えた場合の支給分でありますけれども、120万円、5項の特定入所者介護サービス等諸費についても、施設入所者で低所得者の居住費、それから食費の負担軽減のため、60万円をそれぞれ利用件数に合わせて追加するものであります。

以上でありますけれども、よろしくをお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 何か初歩的なことを聞くのですけれども、これ補正が発生するのはどっちが先に発生するのか、どっちが先か、鶏と卵みたいなのですかけれども、歳入があるから歳出を組んだのか、歳出が必要だったから歳入を当然通らなくてはできないわけですから、それで補正を組んだのか。というのは、2ページと3ページを見てもよくわからないのだよね、これね。この支出の内容が発生したから、収入を組み立てたというか、ということになるのですけれども、それが町の単独の国保会計でそういうのを計画したので

はないと思うのです、これ。国のシステムが変わったので、こういうものが、全部がではないですよ、主だったものだけでいいのですけれども、発生してきたのか、その辺のところをちょっと説明してもらえますか。国も出しているのです、国庫支出金、県支出金、こっちも出しているということは、町が単独でこれ必要だからというので、町の発案で始めた話ではないと思うのです。国のシステムが変わったというか、国が新たにこういうことを、年度途中でこういう仕組みを立ち上げてやりなさいということで始まったのか、いろんなが入っているのだけれども、その主なもの、私が言った意味、わかりますか、課長。

[何事か言う人あり]

○7番（青木秀夫君） おれの説明、聞いているのが下手くそでわからないのだけれども、ちょっとこれ聞いていると補正予算を組んだ、どっちが先でどこから始まってこの補正予算が組み立てられるのかということ、基本的なことをちょっとわかれば説明をいただきたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 今回大きな補正の額になるわけでありましてけれども、歳入歳出どちらが先かということでありましてけれども、今回の補正の考え方でありましてけれども、これまでの実績、いろんなそのサービスがありますけれども、要支援あるいは要介護の方が利用するサービスがありますけれども、そのサービスのこれまでの実績、それからその実績に対して今後12月から3月までのサービス給付費の増加の推計をすると、こういうサービスが必要になって、これだけの費用が出てくるということで、推計により今回の補正をさせていただいて、それに伴って国あるいは支払基金、県からの助成が決められた割合によって入ってくるということで今回補正をさせていただきました。

○7番（青木秀夫君） 4月から約半年近くの数字を見て、3月までにちょっと今までの予算では不足するのではないかと推計で組み立てたと。そうするとその推計で組み立てると、その推計の資料を国とかこの支払基金に提出すると、そちらからもその推計に応じてお金が入ってくるわけだ。3月が終わってから後で調整して不足分が入ってくるのではなくて、3月までの途中に、年度末までに国からも県からも支払基金からも、板倉町が推計してこのぐらい増えるでしょうと推計して組み立てた補正に対して、そういう国も県も支払基金もそれに対応してくれるというそういう仕組みになっているわけですね。

[何事か言う人あり]

○7番（青木秀夫君） わかりました。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第70号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。  
よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第71号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第16、議案第71号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第71号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,053万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に17万9,000円を追加するものでございます。

歳出につきましても、総務費に同額を追加するものでございます。

細部については、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第71号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,053万2,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、事務費繰入金につきまして17万9,000円を追加するものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、7ページをお願いいたします。第1款総務費でありますけれども、1目一般管理費としまして電算委託料でありますけれども、首長の変更に伴います納付書変更によります委託料になりますけれども、17万9,000円を追加するものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第71号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第72号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第17、議案第72号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第72号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の一部組み替えをするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第72号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

本補正につきましては、既定の歳入歳出予算の一部、組み替えを行うものです。

5ページをお願いいたします。歳入ですが、4款繰入金、1目一般会計繰入金を1,189万3,000円減額いたしまして、5款繰越金、1目繰越金を1,189万3,000円追加するものです。これは、前年度繰越金が確定したことに伴いまして繰越金で1,189万3,000円を追加し、それに伴いまして一般会計からの繰越金を1,189万3,000円減額するものです。

次に、7ページをお願いいたします。歳出ですが、1款下水道費、4目水質浄化センター費ですが、需用費と、それから委託料の組み替えを行うものです。説明欄をちょっと見ていただきたいのですが、需用費につきましては、特に修繕料、これは配水ポンプの修繕なのですが、それと消耗品費などにかかるもので、110万円の追加です。委託料につきましては、維持管理業務委託料から110万円減額いたします。これは、今年度管理業務委託業者と長期継続契約を締結したことによりまして、当初予算より低い金額で契約が締結できたことによります。その一部をこの需用費に充てるものです。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第72号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

○発議第7号 館林厚生病院における小児科医の確保を求める意見書の提出について

○議長（荻野美友君） 日程第18、発議第7号 館林厚生病院における小児科医の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に提出された意見書を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

意見書の内容は、議員各位にも十分理解されるものであり、会議規則第38条第2項の規定により説明を省略したいが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより発議第7号について採決いたします。

本案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

○陳情第10号 町道2392号線の道路拡幅整備について

陳情第11号 全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情について

○議長（荻野美友君） 日程第19、陳情第10号 町道2392号線の道路拡幅整備について、日程第20、陳情第



11号 全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情については、建設農政生活常任委員会へ付託いたします。

---

○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時59分）